

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年6月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社における資格取得日に係る記録を、それぞれ同年6月25日に訂正し、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和45年11月30日から46年3月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年3月4日に訂正し、45年11月から46年2月までの標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月21日から同年8月1日まで
② 昭和45年11月30日から46年6月1日まで

年金事務所からの連絡により、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、A社及びその関連会社であるB社で事務員として、申立期間①及び②についても継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、申立人と同様にB社設立に伴ってA社から異動した複数の同僚の供述及び商業登記簿から判断すると、申立人が当該期間も同一グループ企業であるA社及びB社に継続して勤務し（昭和44年6月25日にA社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和44年6月及び同年7月の標準報酬月額については、申立人のB社における同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、B社は、申立人が同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日の昭和44年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではない。しかし、商業登記簿によれば、同社は同年6月25日に設立されている上、同社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が適用事業所となった日に24人が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、そのうちの11人は申立人と同日の同年6月21日にA社で被保険者資格を喪失しており、同社からB社への異動者と考えられること、及び複数の同僚が、「申立期間①当時、B社では、10人以上の従業員が勤務していた。」と供述していることから、同社は、当該期間のうち同年6月25日以後の期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、昭和45年11月30日から46年3月4日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人はB社に勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚が、自身が勤務していた間においては申立人の勤務形態及び業務内容等に変更は無かった旨の供述をしているところ、当該同僚は昭和46年3月4日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、上記期間においてB社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和45年11月から46年2月までの標準報酬月額については、申立人のB社における45年10月の事業所別被保険者名簿の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和46年3月4日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人はB社に勤務していたことが確認でき

る。

しかしながら、オンライン記録によれば、B社は、昭和46年3月24日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、商業登記簿によると、B社は昭和54年12月2日に解散となっており、同社の代表取締役及び取締役は死亡していることから、申立人の46年3月4日から同年6月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、雇用保険の記録等から、申立期間②のうち、昭和46年3月4日から同年6月1日までの期間において、B社で勤務していたことが推認できる同僚5人は、死亡又は所在不明のため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②のうち、昭和46年3月4日から同年6月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和46年3月4日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月26日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C店における資格取得日に係る記録を同年9月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月25日から44年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C店における資格喪失日に係る記録及びD社（現在は、B社）E店における資格取得日に係る記録を、それぞれ43年8月28日に訂正し、同年8月から同年12月までの標準報酬月額については、3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月26日から同年11月1日まで
② 昭和43年8月25日から44年1月1日まで

私は、昭和38年3月から平成13年3月末までB社で継続して勤務した。申立期間①は、C店の開店に伴い、F店からC店に転勤となった時期に当たる。申立期間②は、G店の店長として、C店からG店に転勤となった時期に当たる。

調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された社員名簿、雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年9月26

日にA社F店から同社C店に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C店における昭和41年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社C店は、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いものの、同僚の供述等により、同事業所の事業が物の販売であり、申立期間①当時、同事業所は常時5人以上の従業員を使用していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社C店は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、B社から提出された社員名簿、同社からの回答、雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和43年8月28日にA社C店から同社G店に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社G店の従業員については、D社E店で厚生年金保険に加入していることから、申立人がA社G店で勤務した期間については、D社E店の被保険者期間とすることが妥当である。

また、昭和43年8月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人のD社E店における44年1月の社会保険事務所の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年9月17日まで
② 昭和29年3月25日から31年4月1日まで
③ 昭和31年4月11日から同年6月1日まで
④ 昭和32年11月5日から同年12月1日まで

私は、昭和28年4月1日に「A社」に入社した。同社は同年9月20日頃に破産したが、会社は即日、「B社」と社名を変更し、事業が継続されたので、31年3月31日まで勤務したが、年金記録では、C社という会社において28年9月17日から29年3月25日まで厚生年金保険に加入したことになっており、申立期間①及び②の加入記録が無く、納得できない。

また、私は、D社で昭和31年4月11日から32年11月30日まで勤務したが、申立期間③及び④の加入記録が無く、納得できない。

調査の上、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はC社の社名を聞いたことが無いと供述しているところ、申立人が当該期間当時の同僚として名前を挙げた二人は同社において厚生年金保険被保険者の資格が有り、そのうちの一人は、「会社の名前がいろいろと変わってよく分からないが、A社と呼んでいた時期もある。」旨供述しているほか、同社において、当該期間に被保険者資格が有る別の同僚も申立人同様に「私はA社で勤務した。」旨供述していることから、同社はA社と呼称されていたことがうかがえる。

一方、商業登記簿によると、C社は昭和32年2月27日に解散しており、申立期間①当時の役員の連絡先は不明であることから、申立人の当該期間におけ

る勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、C社において、申立期間①に厚生年金保険被保険者の資格が有る8人に照会を行ったが、回答が有った6人からは、申立人の入社した時期について具体的な供述が得られず、当該期間における勤務実態を確認できなかった。

さらに、申立人が申立期間①当時の事務担当者として名前を挙げた者は、当該期間当時のことを覚えておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、オンライン記録によると、B社は昭和35年2月1日に厚生年金保険の適用事業所（当初事業所名はE社）になっており、当該期間は適用事業所ではない。

また、商業登記簿によると、B社は昭和43年2月15日に解散しており、申立期間②当時の代表取締役の連絡先は不明である上、連絡先が判明した取締役は、「B社のことは覚えていない。」旨回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

さらに、C社及びB社で継続して勤務していたとする同僚は、申立人のB社における具体的な退職の時期を覚えておらず、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年2月1日に被保険者資格を取得した者で、既にC社の同僚として照会を行った者を除き、連絡先が判明した2人に照会を行ったが、回答が無く、申立人の申立期間②における勤務実態及びB社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③及び④について、商業登記簿によると、D社は昭和49年10月1日に解散となっており、当該期間当時の代表取締役の連絡先は不明である上、連絡先が判明した取締役は、「申立期間③及び④当時の書類は残っていない。」旨供述しており、申立人の当該期間における勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

また、D社において、申立期間③及び④に厚生年金保険被保険者の資格が有る13人に照会を行ったが、回答が有った9人は申立人の具体的な入社及び退職の時期を覚えておらず、申立人の当該期間における勤務実態は確認できなかった。

さらに、前述の取締役が名前を挙げた申立期間③及び④当時の給与担当者は、連絡先が不明であるほか、前述の同僚照会で名前が挙げた事務担当者は、「申立人の申立期間③及び④当時の厚生年金保険の加入に関しては、覚えていな

い。」旨供述しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。